

## 学校法人瀬木学園役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人瀬木学園（以下、「学園」という。）の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。  
なお、学園の教職員である常勤の理事を教職員理事という。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 教職員評議員とは、学園の教職員である評議員をいう。
- (5) 役員または評議員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員または評議員の報酬等には、瀬木学園給与規程（以下、「給与規程」という。）及び瀬木学園退職金規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員または評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員に対しては、報酬、賞与、退職慰労金を支給する。ただし、解任された常勤の役員には、退職慰労金は支給しない。
- (2) 非常勤の役員に対しては、報酬のみ支給する。
- (3) 評議員（教職員評議員を除く。）に対しては、報酬のみ支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬の月額、別表第1のとおりとし、各常勤の役員の報酬の額は、その役位と責任、在任年数、貢献度、教職員の給与水準との関係その他社会一般の情勢等を総合的に勘案して、理事長が決定する。

- (2) 賞与の額は、別表第3に定める算式により算出される額とする。
- (3) 退職慰労金の額は、別表第4に定める算式により算出される額とする。
- 2 教職員理事の報酬等については、以下のとおり理事会の議を経て決定する。
  - (1) 理事長にあっては、給与規程に基づき支給される給与月額に第1項第1号に基づき決定される理事長報酬月額の1/2の額を上限として加算して支給する。
  - (2) 理事長以外の教職員理事にあっては、給与規程に基づき支給される給与月額に役員としての役位と責任、勤務態度及び貢献度を勘案して教職員理事報酬として月額10万円を上限として加算して支給する。
  - (3) 教職員理事に対する退職慰労金の額は、別表4に定める算式を準用して算出される額を支給する。
- 3 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第2のとおりとする。
- 4 評議員（教職員評議員を除く。）に対する報酬の額は、別表第5のとおりとする。

#### （報酬等の支給方法）

第5条 役員及び評議員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬は、毎月22日（その日が学園又は金融機関の休日であるときは、その前日）に支給する。
- (2) 賞与は、毎年、6月及び12月の教職員の賞与支給日に支給する。
- (3) 退職慰労金は、退任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。
- 2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むこととする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

#### （費用）

第6条 第2条第2号に定める常勤の役員に対しては、その通勤の実態に応じ、給与規程の定めに準じて、通勤交通費を支給する。

- 2 役員及び評議員には、瀬木学園旅費規程に基づき、旅費を支給する。
- 3 役員及び評議員が、職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

#### （報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割り

によって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(作成、備置き及び閲覧)

第9条 学園は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合は、理事会においてこの規程を確認した日付を記載した書類を作成し公表する。

2 学園は、この規程を当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間、備置かなければならない。

3 学園は、何人からも請求のあった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

(公表)

第10条 学園は、この規程を学園のホームページに公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

2 この規程の施行に伴い、「学校法人瀬木学園役員報酬規則」及び「学校法人瀬木学園役員退職慰労金規則」は廃止する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行し、第1条から第6条の評議員に係る規定は、令和7年度の定時評議員会終結後から適用する。

別表第1（第4条第1項(1)関係）

常勤の役員の報酬額

| 号俸 | 理事長       | 理 事      | 監 事      |
|----|-----------|----------|----------|
| 1  | 月額 85 万円  | 月額 50 万円 | 月額 50 万円 |
| 2  | 月額 90 万円  | 月額 55 万円 | 月額 55 万円 |
| 3  | 月額 95 万円  | 月額 60 万円 | 月額 60 万円 |
| 4  | 月額 100 万円 | 月額 65 万円 | 月額 65 万円 |
| 5  | 月額 105 万円 | 月額 70 万円 | 月額 70 万円 |
| 6  | 月額 110 万円 | 月額 75 万円 | 月額 75 万円 |
| 7  | 月額 115 万円 | 月額 80 万円 | 月額 80 万円 |
| 8  | 月額 120 万円 | 月額 85 万円 | 月額 85 万円 |
| 9  | 月額 125 万円 |          |          |
| 10 | 月額 130 万円 |          |          |

別表第2（第4条第3項関係）

(1) 非常勤理事の報酬額

|               | 日 額      |
|---------------|----------|
| 理事会等会議への出席    | 30,000 円 |
| その他法人業務のための勤務 | 20,000 円 |

(2) 非常勤監事の報酬額

|                 | 日 額      |
|-----------------|----------|
| 監事監査、理事会等会議への出席 | 30,000 円 |
| その他法人業務のための勤務   | 20,000 円 |

別表第3（第4条第1項(2)関係）

常勤役員の賞与の額

|         |                |
|---------|----------------|
| 6 月の賞与  | 報酬月額 × 1 か月分   |
| 12 月の賞与 | 報酬月額 × 1.5 か月分 |

別表第4（第4条第1項(3)関係）

常勤役員の退職慰労金算定式

|                     |
|---------------------|
| 最終報酬月額 × 在任年数 × 80% |
|---------------------|

(注) 上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表第 5（第 4 条第 4 項関係）

評議員の報酬額

|               | 日 額      |
|---------------|----------|
| 評議員会等会議への出席   | 30,000 円 |
| その他法人業務のための勤務 | 20,000 円 |

[規程の内容に変更がないことの確認]

令和 7 年 5 月 15 日 理事会において確認